

民法改正に伴う連帯保証人への対応について

令和2年4月1日より民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が施行されることに伴い、当院では診療費の連帯保証人に対する極度額の設定を、下記のとおりといたしますので御了承下さい。

皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

・連帯保証人の極度額の設定

保険診療対象者	300,000円
特室・個室対象者	300,000円 + 特室・個室概算額
自費・自由診療対象者	概算額

*御不明な点がございましたら、入退院事務室にお尋ね下さい。